

香川労働局発表
令和6年7月29日

報道関係者 各位

【担当】

香川労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 美藤 佳子
労働紛争調整官 佐々木 諭
(電話) 087-811-8924
HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します！ 個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が14年連続トップ

香川労働局（局長 くりお やすかず 栗尾 保和）は、このたび「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談※¹」、都道府県労働局長による「助言・指導※²」、紛争調整委員会による「あっせん※³」の3つの方法があります。

今回の施行状況を受けて、香川労働局は、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働関係紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】注：[]内は、別添資料の該当ページ

1 総合労働相談件数は高止まり。

- 総合労働相談件数は1万87件で、2年連続で1万件を超え、高止まり [P.4-1(1)]

内容		件数	前年度比
総合労働相談		1万87件	3.1%減
内訳 延べ数	法制度の問い合わせ	7,281件	2.3%減
	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	1,889件	32.5%増
	民事上の個別労働関係紛争相談	2,344件	18.4%減
助言・指導申出		55件	32.9%減
あっせん申請		7件	22.2%減

2 民事上の個別労働関係紛争※⁴における相談、あっせんの申請では「いじめ・嫌がらせ」※⁵の件数が引き続き最多。

- 「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、534件（前年度比45.4%減）で14年連続最多 [P.5-1(3)]
- 「いじめ・嫌がらせ」のあっせんの申請は、2件（同66.7%減）で4年連続最多 [P.11-3(3)]

※1 「総合労働相談」

香川労働局、県下の各労働基準監督署内にあらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。

なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談も計上されている。

※2 「助言・指導」

民事上の個別労働関係紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3 「あっせん」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働関係紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）

※5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント（*）に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別関係労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

（*）職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下の①～③の要素を全て満たすものをいう。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

[参考] 令和5年度における同法に関する相談件数等

相談件数：699件

紛争解決の援助申立件数：19件

調停申請受理件数：6件

【別添】

別添1：個別労働紛争解決制度の枠組み

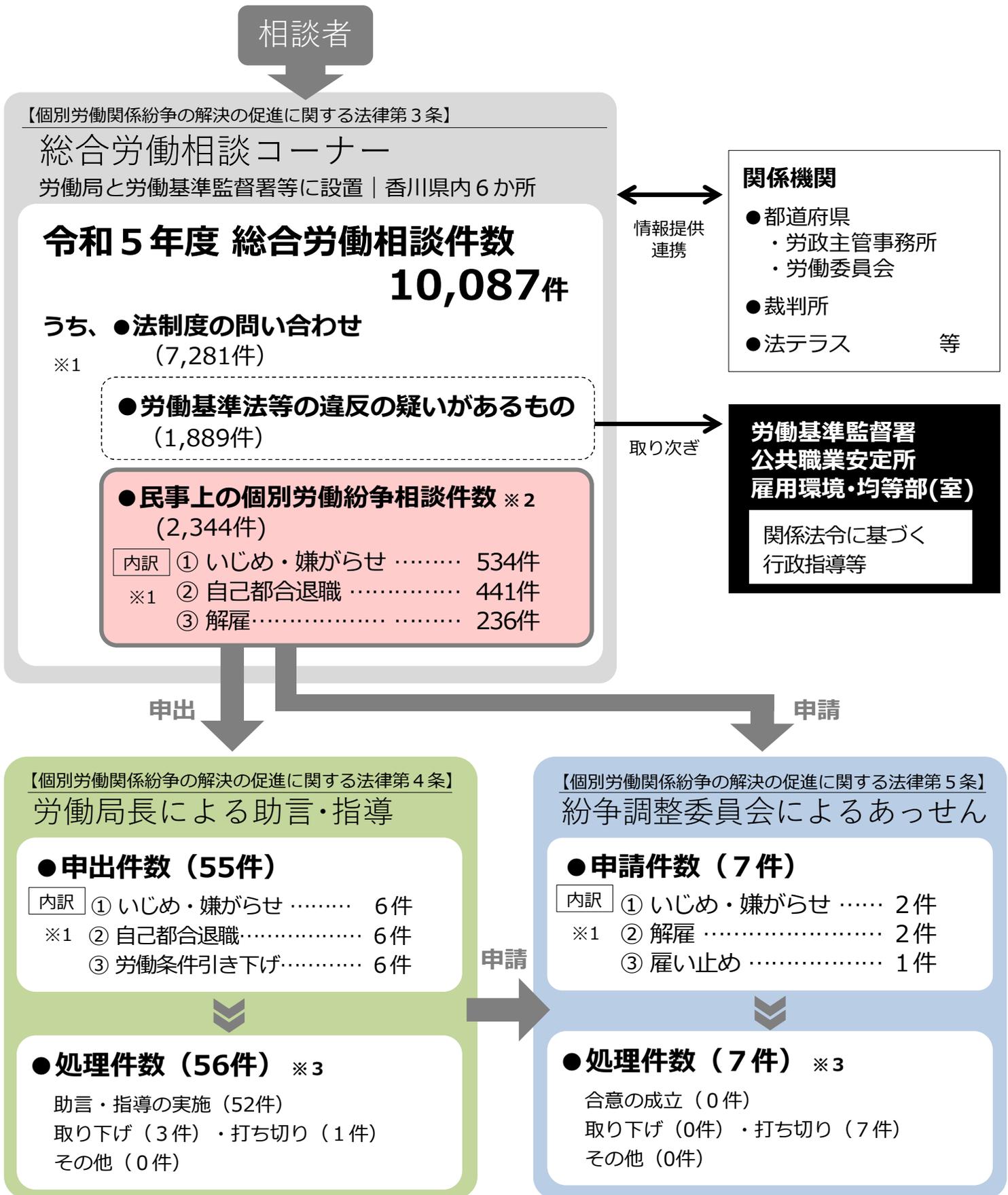
別添2：令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況

別添3：令和5年度の助言・指導事例

（参考）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

香川労働局の個別労働紛争に関する相談窓口

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 1回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

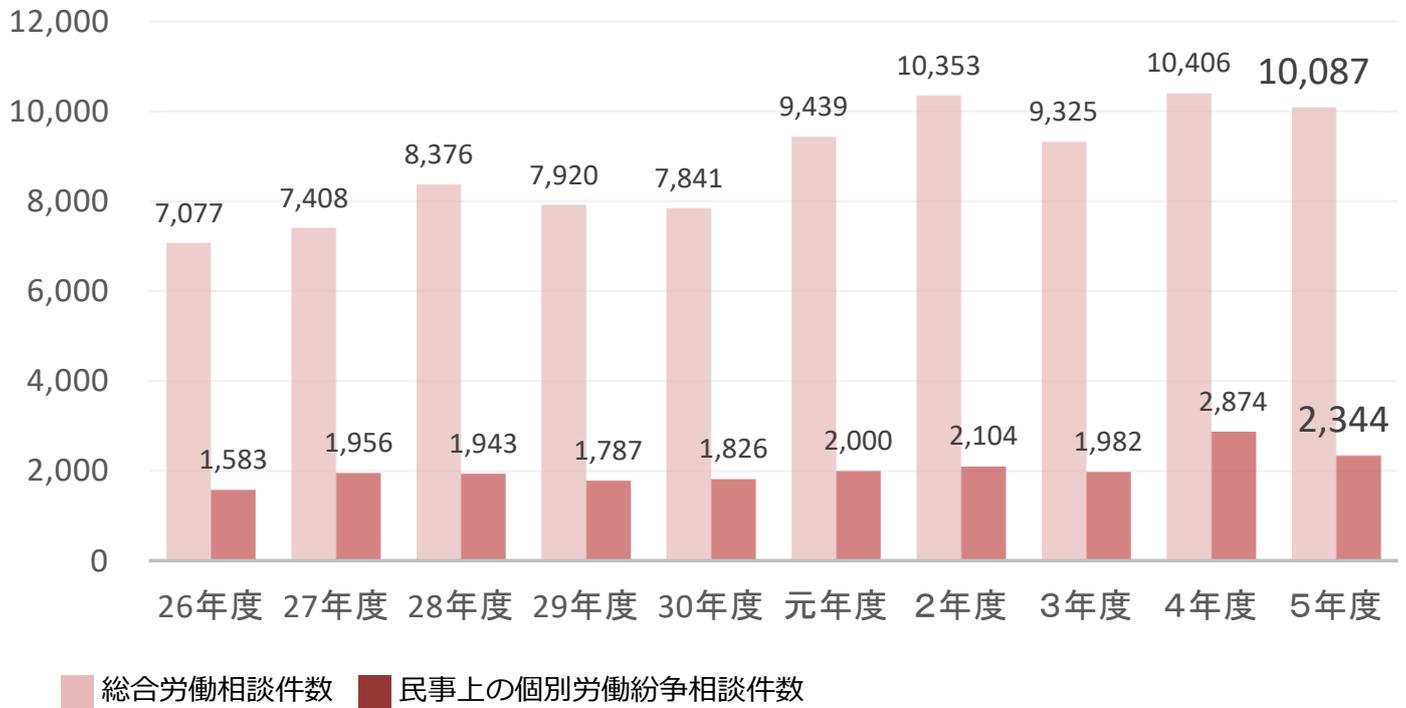
※2 労働施策総合推進法の施行状況については、P2の※5を参照。

※3 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

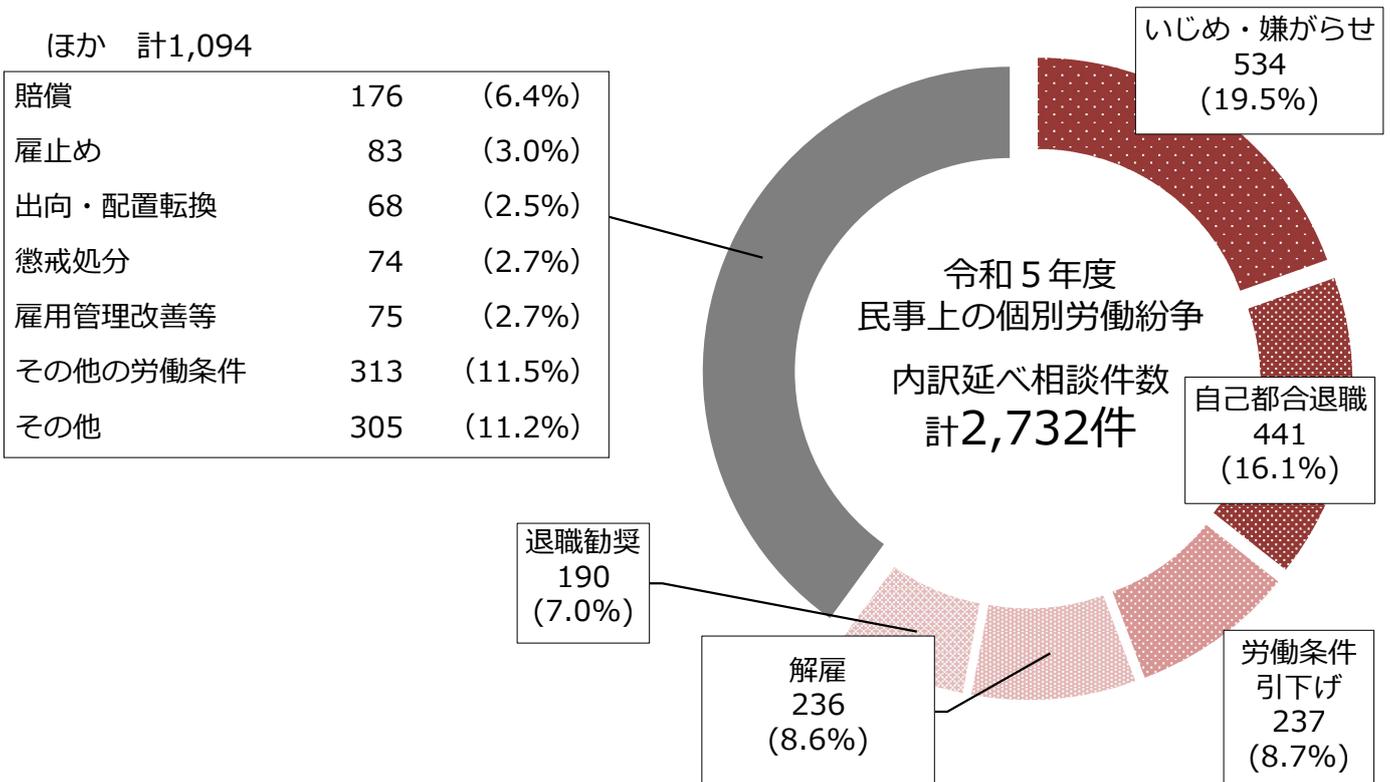
令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移 (10年間)

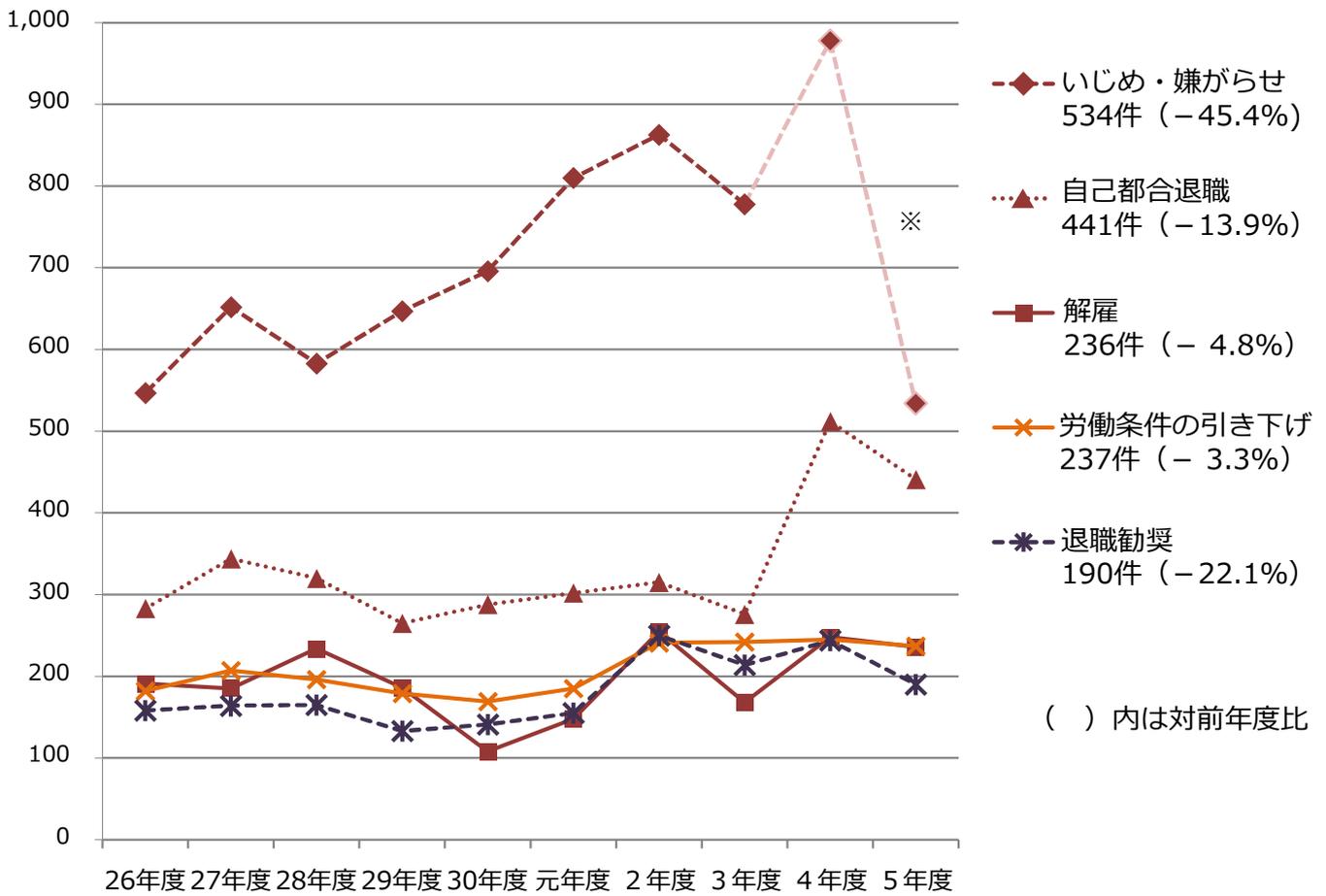


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



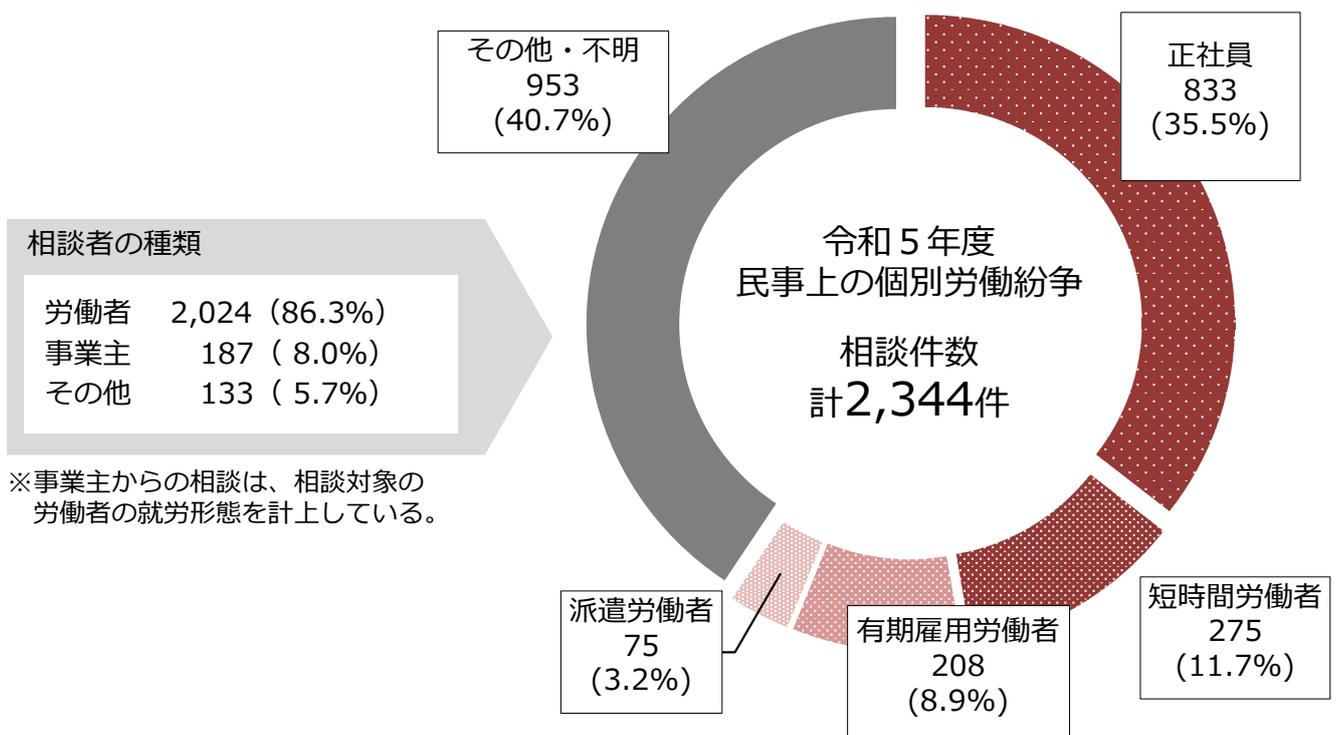
※ ()内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)



※ [参考] 労働施策総合推進法に関する相談件数は、P2の※5を参照。

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数



※ () 内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取り消し	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 引き下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
26年度	191 10.3%	50 2.7%	158 8.5%	9 0.5%	283 15.3%	63 3.4%	182 9.8%	86 4.7%	547 29.6%	10 0.5%	17 0.9%	253 13.7%	1,849 100%
27年度	185 8.3%	72 3.2%	164 7.4%	16 0.7%	344 15.4%	72 3.2%	207 9.3%	101 4.5%	652 29.3%	13 0.6%	27 1.2%	375 16.8%	2,228 100%
28年度	234 10.7%	53 2.4%	165 7.5%	6 0.3%	320 14.6%	78 3.6%	196 8.9%	128 5.8%	583 26.6%	28 1.3%	19 0.9%	380 17.4%	2,190 100%
29年度	186 9.4%	43 2.2%	133 6.8%	8 0.4%	265 13.5%	71 3.6%	179 9.1%	157 8.0%	647 32.9%	18 0.9%	4 0.2%	258 13.1%	1,969 100%
30年度	108 5.4%	56 2.8%	141 7.0%	10 0.5%	288 14.3%	86 4.3%	169 8.4%	115 5.7%	696 34.5%	16 0.8%	10 0.5%	321 15.9%	2,016 100%
元年度	148 6.5%	48 2.1%	155 6.8%	11 0.5%	302 13.3%	93 4.1%	185 8.1%	149 6.5%	810 35.6%	15 0.7%	15 0.7%	347 15.2%	2,278 100%
2年度	255 9.3%	70 2.6%	250 9.1%	17 0.6%	315 11.5%	121 4.4%	241 8.8%	253 9.3%	863 31.6%	17 0.6%	12 0.4%	321 11.7%	2,735 100%
3年度	168 6.8%	50 2.0%	214 8.7%	5 0.2%	276 11.2%	112 4.5%	242 9.8%	272 11.0%	778 31.5%	22 0.9%	10 0.4%	319 12.9%	2,468 100%
4年度	248 7.6%	93 2.8%	244 7.4%	9 0.3%	512 15.6%	89 2.7%	245 7.5%	366 11.2%	978 29.8%	36 1.1%	10 0.3%	452 13.8%	3,282 100%
5年度	236 8.6%	83 3.0%	190 7.0%	21 0.8%	441 16.1%	68 2.5%	237 8.7%	313 11.5%	534 19.5%	75 2.7%	22 0.8%	512 18.7%	2,732 100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が相談内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

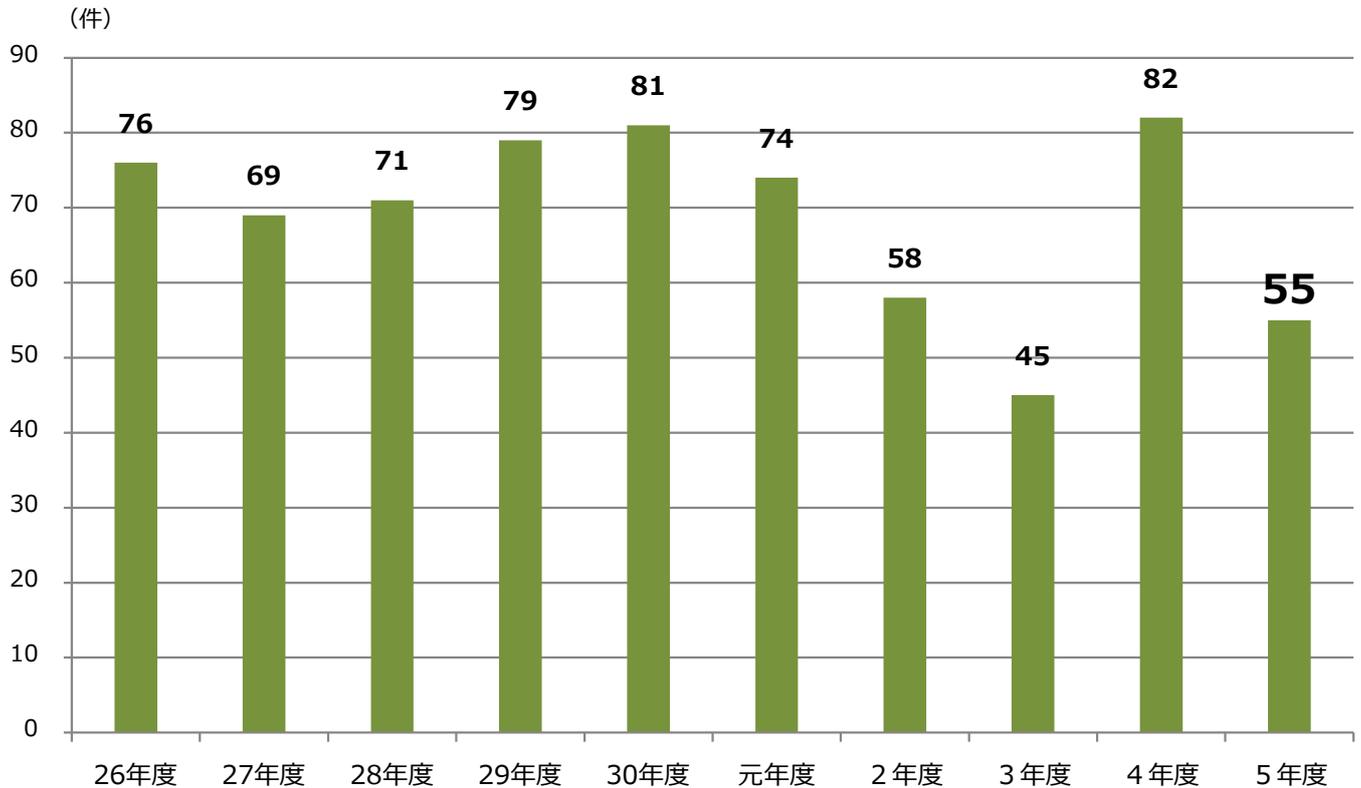
【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣 労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
26年度	546 34.5%	206 13.0%	47 3.0%	136 8.6%	648 40.9%	1,583 100%
27年度	552 28.2%	248 12.7%	51 2.6%	183 9.4%	922 47.1%	1,956 100%
28年度	598 30.8%	255 13.1%	81 4.2%	209 10.8%	800 41.2%	1,943 100%
29年度	576 32.2%	241 13.5%	46 2.6%	147 8.2%	777 43.5%	1,787 100%
30年度	522 28.6%	271 14.8%	55 3.0%	154 8.4%	824 45.1%	1,826 100%
元年度	602 30.1%	265 13.3%	52 2.6%	159 8.0%	922 46.1%	2,000 100%
2年度	520 24.7%	232 11.0%	55 2.6%	133 6.3%	1,164 55.3%	2,104 100%
3年度	470 23.7%	230 11.6%	56 2.8%	110 5.5%	1,116 56.3%	1,982 100%
4年度	904 31.5%	323 11.2%	119 4.1%	197 6.9%	1,331 46.3%	2,874 100%
5年度	833 35.5%	275 11.7%	75 3.2%	208 8.9%	953 40.7%	2,344 100%

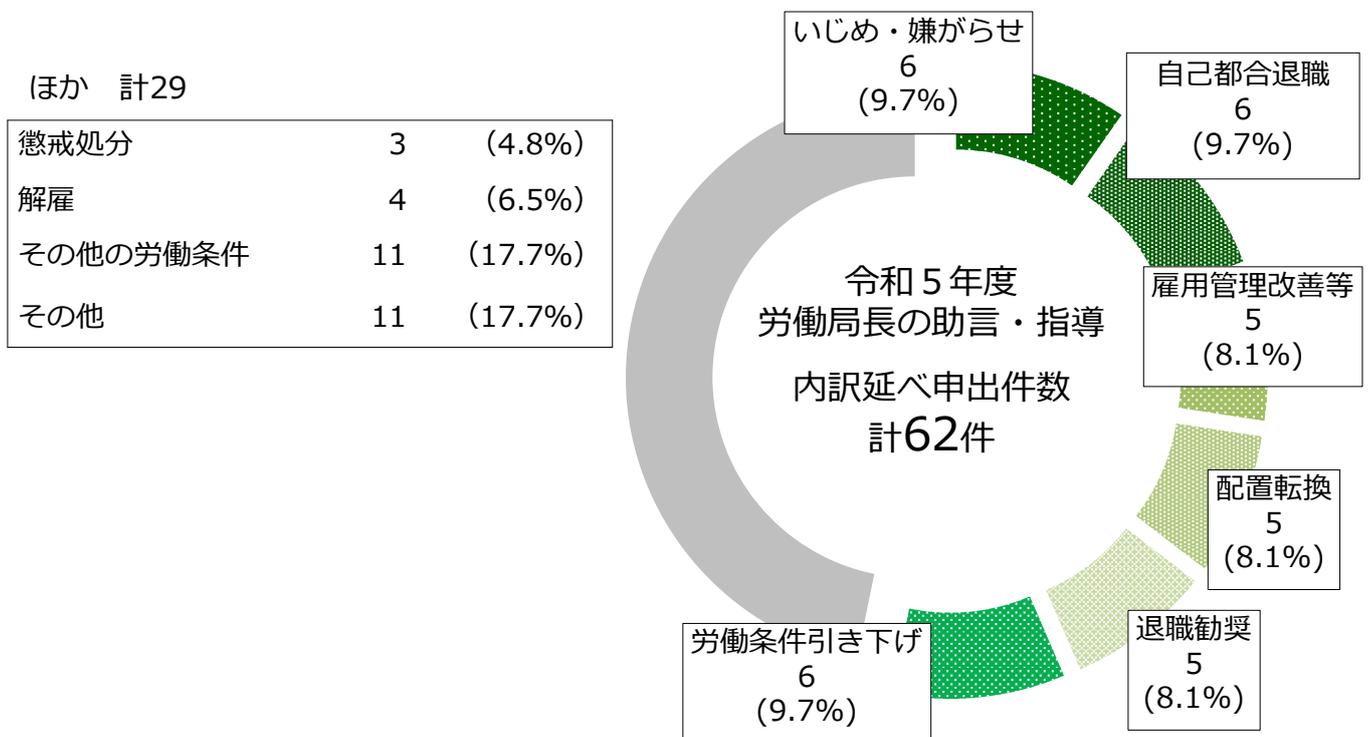
※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 申出件数の推移 (10年間)

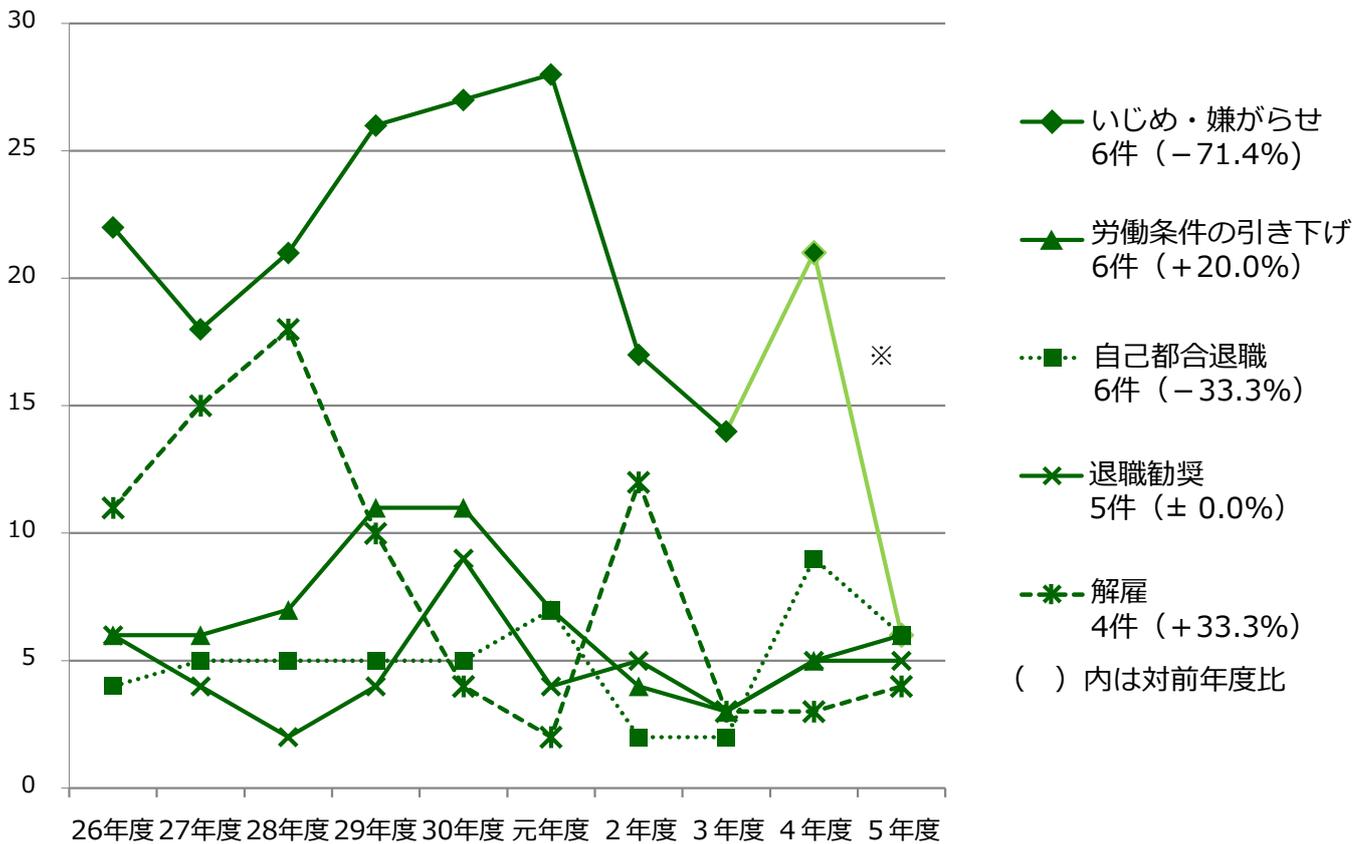


(2) 申出内容別の件数



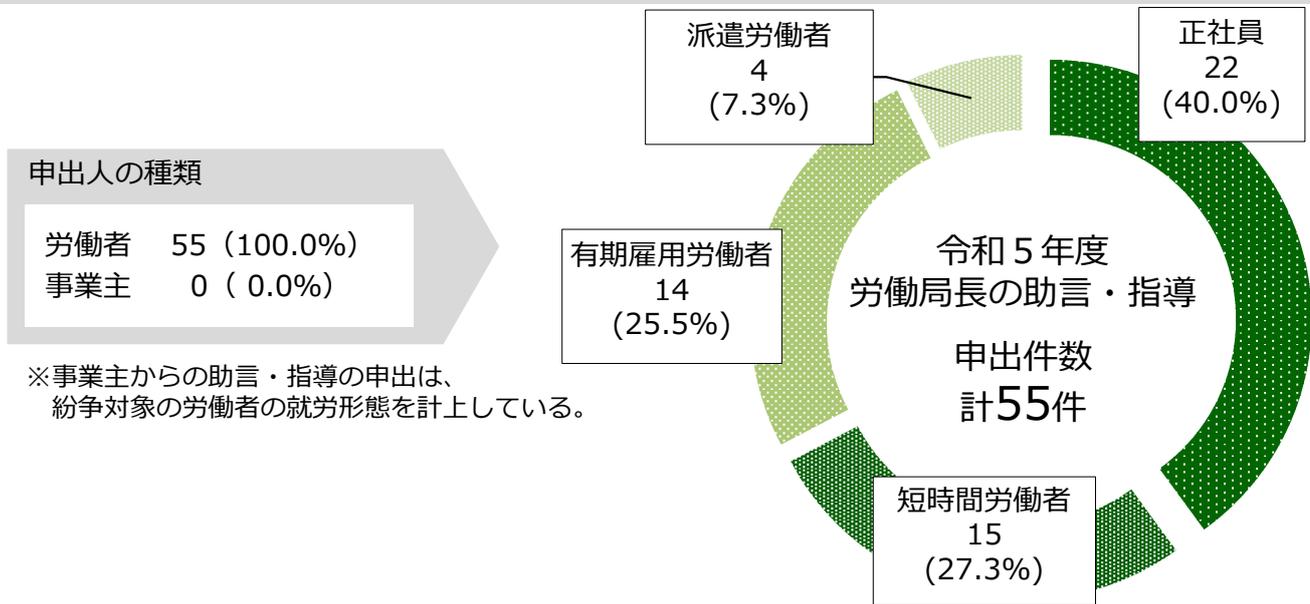
※ ()内は内訳延べ申出件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ申出件数は、1件の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)



※ [参考] 労働施策総合推進法に基づく援助申立件数は、P2の※5を参照。

(4) 就労形態別の申出件数



※ ()内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、合計は100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れと処理状況

助言・指導 の申出	処理終了件数 56件	うち1か月以内に処理 56件 (100.0%)		
	助言・指導の実施	取り下げ	打ち切り	その他
	52件 (92.9%)	3件 (5.4%)	1件 (1.8%)	0件 (0.0%)

【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇い止め	退職勧奨	採用内定 取り消し	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 引き下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
26年度	11 14.5%	3 3.9%	6 7.9%	0 0.0%	4 5.3%	7 9.2%	6 7.9%	3 3.9%	22 28.9%	1 1.3%	0 0.0%	13 17.1%	76 100%
27年度	15 21.1%	8 11.3%	4 5.6%	0 0.0%	5 7.0%	7 9.9%	6 8.5%	4 5.6%	18 25.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.6%	71 100%
28年度	18 23.1%	4 5.1%	2 2.6%	1 1.3%	5 6.4%	6 7.7%	7 9.0%	5 6.4%	21 26.9%	3 3.8%	0 0.0%	6 7.7%	78 100%
29年度	10 11.5%	9 10.3%	4 4.6%	2 2.3%	5 5.7%	6 6.9%	11 12.6%	3 3.4%	26 29.9%	0 0.0%	0 0.0%	11 12.6%	87 100%
30年度	4 4.1%	6 6.2%	9 9.3%	1 1.0%	5 5.2%	13 13.4%	11 11.3%	5 5.2%	27 27.8%	0 0.0%	0 0.0%	16 16.5%	97 100%
元年度	2 2.4%	2 2.4%	4 4.8%	0 0.0%	7 8.4%	9 10.8%	7 8.4%	18 21.7%	28 33.7%	2 2.4%	1 1.2%	3 3.6%	83 100%
2年度	12 17.9%	2 3.0%	5 7.5%	1 1.5%	2 3.0%	7 10.4%	4 6.0%	8 11.9%	17 25.4%	2 3.0%	0 0.0%	7 10.4%	67 100%
3年度	3 5.8%	1 1.9%	3 5.8%	0 0.0%	2 3.8%	8 15.4%	3 5.8%	3 5.8%	14 26.9%	4 7.7%	1 1.9%	10 19.2%	52 100%
4年度	3 3.4%	1 1.1%	5 5.6%	1 1.1%	9 10.1%	6 6.7%	5 5.6%	16 18.0%	21 23.6%	8 9.0%	0 0.0%	14 15.7%	89 100%
5年度	4 6.5%	2 3.2%	5 8.1%	0 0.0%	6 9.7%	5 8.1%	6 9.7%	11 17.7%	6 9.7%	5 8.1%	1 1.6%	11 17.7%	62 100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申出内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

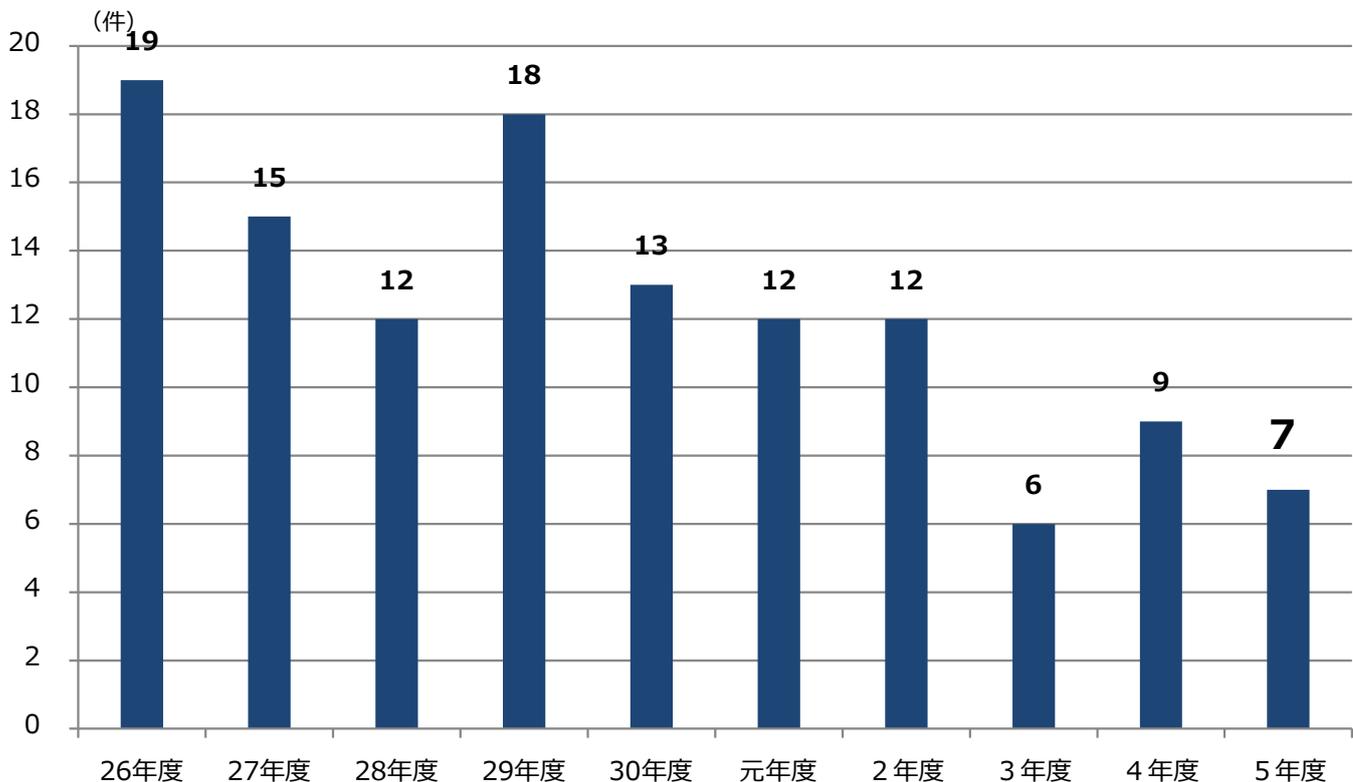
【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
26年度	51 67.1%	8 10.5%	5 6.6%	7 9.2%	5 6.6%	76 100.0%
27年度	34 49.3%	12 17.4%	2 2.9%	20 29.0%	1 1.4%	69 100.0%
28年度	36 61.7%	14 21.3%	6 0.0%	14 14.9%	1 2.1%	71 100.0%
29年度	53 61.7%	7 21.3%	0 0.0%	17 14.9%	2 2.1%	79 100.0%
30年度	50 61.7%	14 17.3%	2 2.5%	15 18.5%	0 0.0%	81 100.0%
元年度	50 67.6%	13 17.6%	0 0.0%	11 14.9%	0 0.0%	74 100.0%
2年度	34 58.6%	14 24.1%	4 6.9%	5 8.6%	1 1.7%	58 100.0%
3年度	28 62.2%	9 20.0%	4 8.9%	4 8.9%	0 0.0%	45 100.0%
4年度	49 59.8%	18 22.0%	2 2.4%	12 14.6%	1 1.2%	82 100.0%
5年度	22 40.0%	15 27.3%	4 7.3%	14 25.5%	0 0.0%	55 100.0%

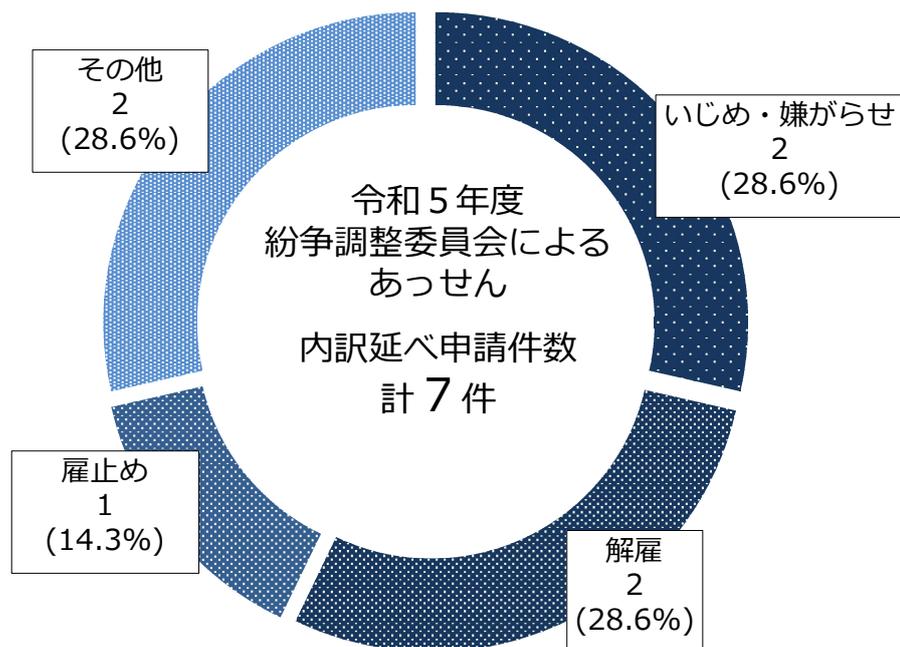
※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数の推移 (10年間)

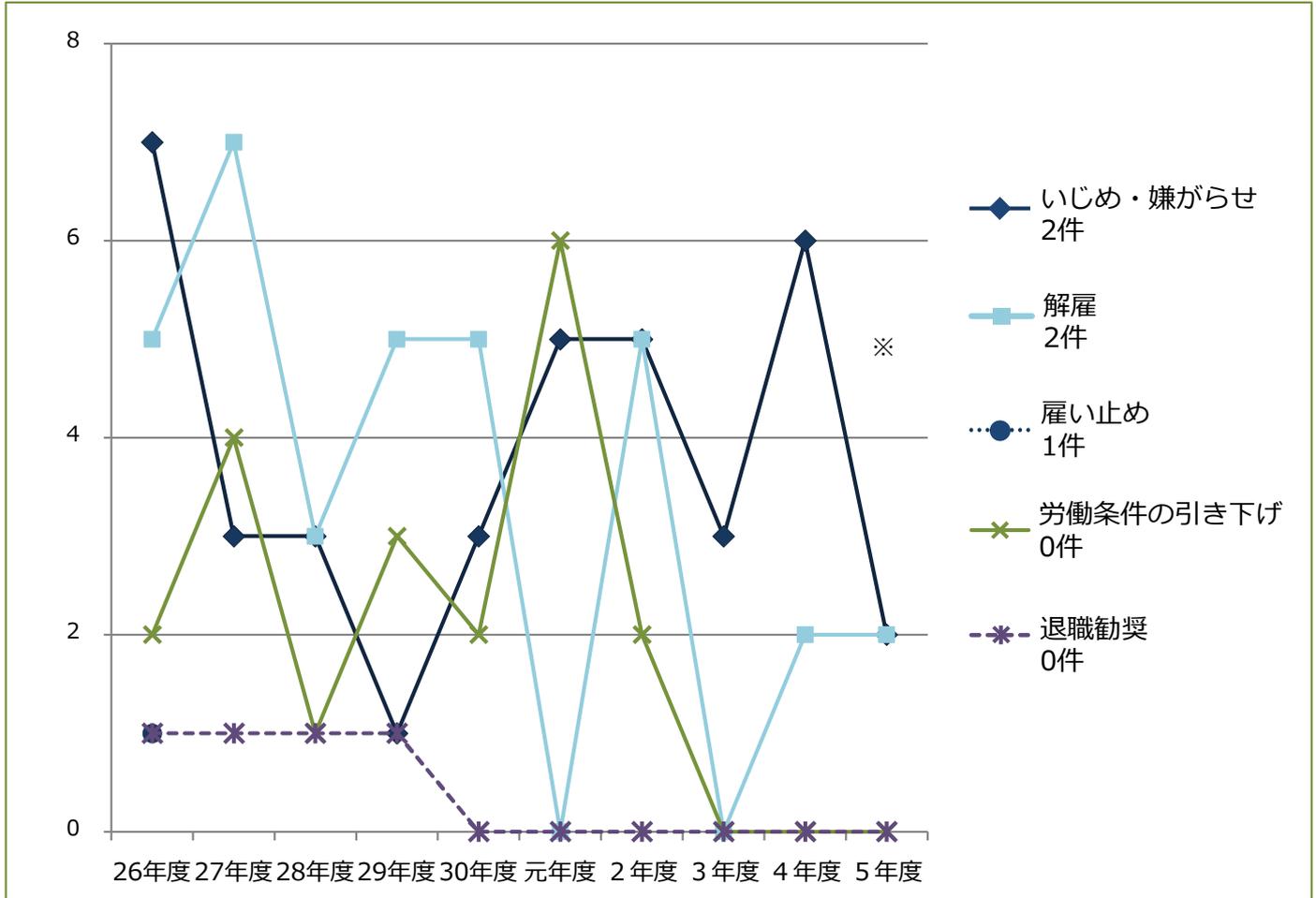


(2) 申請内容別の件数



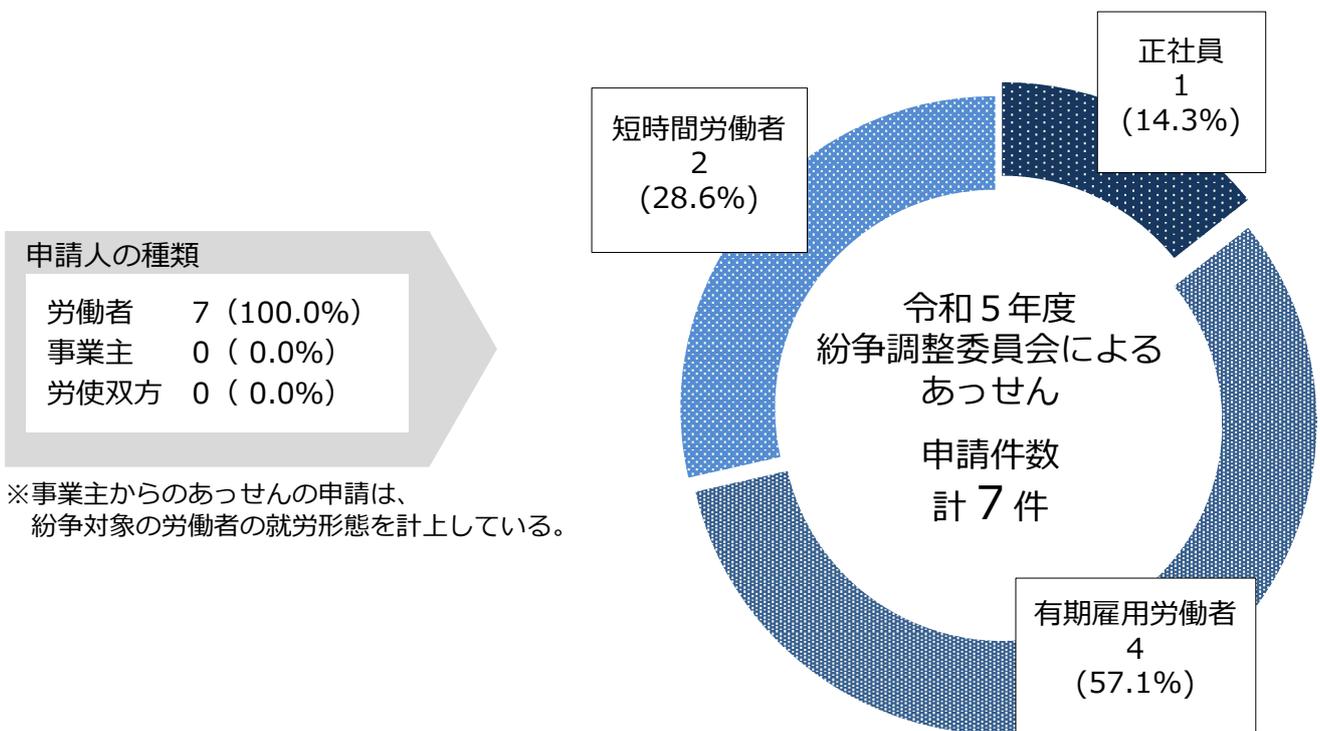
※ ()内は内訳延べ申請件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ申請件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)



※ [参考] 労働施策総合推進法に基づく調停申請受理件数は、P2の※5を参照。

(4) 就労形態別の申請件数

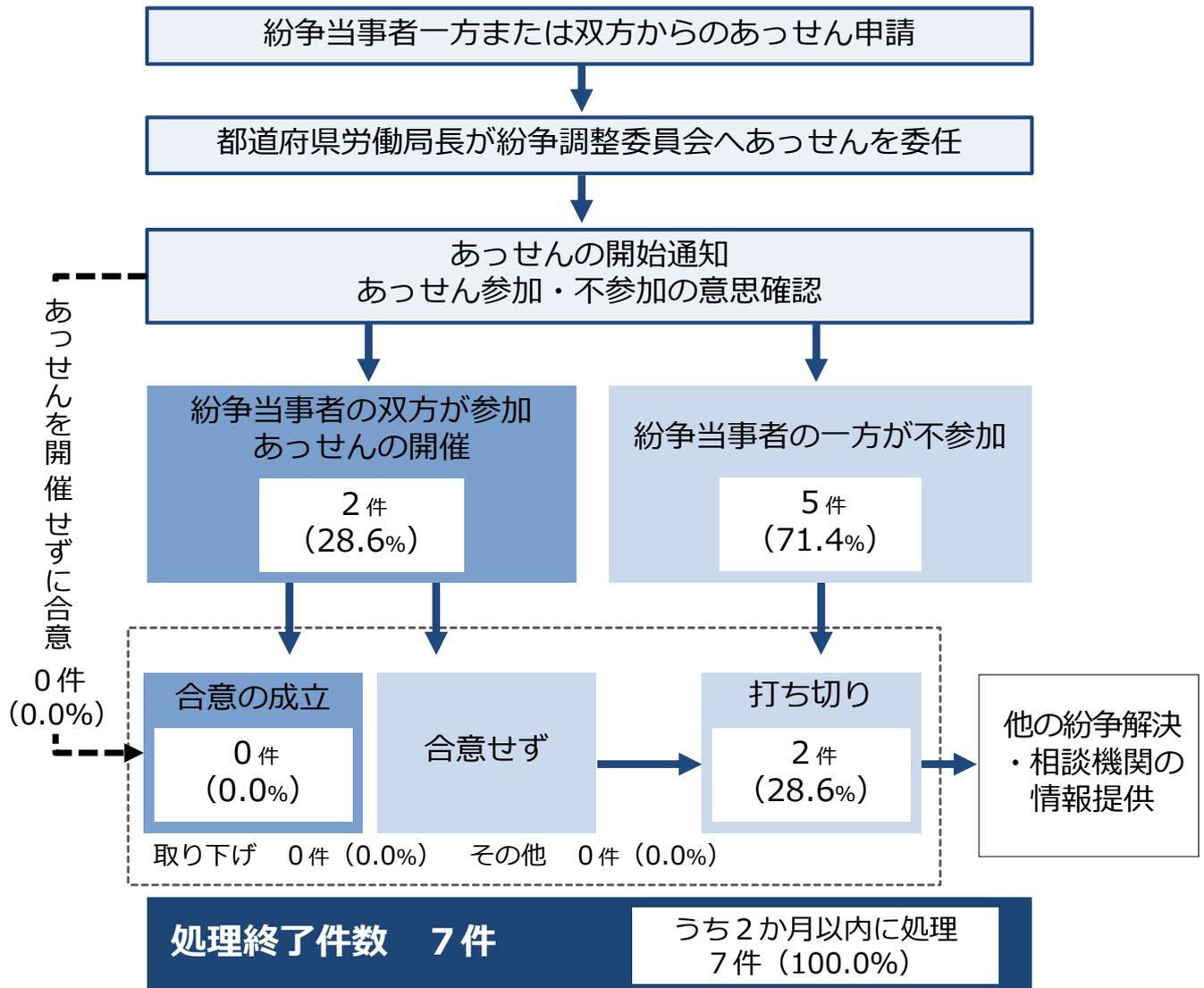


※事業主からのあっせんの申請は、紛争対象の労働者の就労形態を計上している。

※ ()内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計が100%にならないことがある。

(5) あっせん手続きの流れと処理状況

※ () 内は処理終了件数7件に占める割合



【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移（10年間）

■ 紛争当事者双方のあっせん参加件数／処理終了件数

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
30.0%	57.1%	76.9%	58.8%	53.8%	50.0%	61.5%	66.7%	55.6%	28.6%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移（10年間）

■ 合意成立件数／処理終了件数

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
25.0%	28.6%	38.5%	35.3%	38.5%	33.3%	38.5%	16.7%	22.2%	0.0%

■ あっせん開催による合意成立件数／紛争当事者双方のあっせん参加件数

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
83.3%	50.0%	50.0%	60.0%	71.4%	66.7%	62.5%	25.0%	40.0%	0.0%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇い止め	退職勧奨	採用内定 取り消し	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 引き下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	その他	内訳延べ 合計件数
26年度	5	2	1	0	0	1	2	0	7	0	1	19
	26.3%	10.5%	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	0.0%	36.8%	0.0%	5.3%	100%
27年度	7	2	1	0	0	1	4	1	3	1	0	20
	35.0%	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%	5.0%	20.0%	5.0%	15.0%	5.0%	0.0%	100%
28年度	3	2	1	0	0	2	1	0	3	1	0	13
	23.1%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	7.7%	0.0%	23.1%	7.7%	0.0%	100%
29年度	5	2	1	0	0	1	4	1	1	0	7	22
	22.7%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	4.5%	18.2%	4.5%	4.5%	0.0%	31.8%	100%
30年度	5	2	0	0	0	1	3	2	3	0	2	18
	27.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	16.7%	11.1%	16.7%	0.0%	11.1%	100%
元年度	0	0	0	0	0	0	6	0	5	0	1	12
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	41.7%	0.0%	8.3%	100%
2年度	5	0	0	1	0	0	2	0	5	0	0	13
	38.5%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	38.5%	0.0%	0.0%	100%
3年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	6
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	100%
4年度	2	1	0	0	0	0	0	1	6	1	1	12
	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	50.0%	8.3%	8.3%	100%
5年度	2	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	7
	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申請内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：％）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したものの。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
26年度	9	2	2	5	1	19
	47.4%	10.5%	10.5%	26.3%	5.3%	100%
27年度	7	4	0	4	0	15
	46.7%	26.7%	0.0%	26.7%	0.0%	100%
28年度	5	0	1	6	0	12
	41.7%	0.0%	8.3%	50.0%	0.0%	100%
29年度	12	1	0	5	0	18
	66.7%	5.6%	0.0%	27.8%	0.0%	100%
30年度	9	1	0	3	0	13
	69.2%	7.7%	0.0%	23.1%	0.0%	100%
元年度	9	3	0	0	0	12
	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
2年度	6	2	1	3	0	12
	50.0%	16.7%	8.3%	25.0%	0.0%	100%
3年度	4	0	2	0	0	6
	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100%
4年度	6	3	0	0	0	9
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
5年度	1	2	0	4	0	7
	14.3%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：％）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

令和5年度の助言・指導事例

助言・指導の例

事例1	いじめ・嫌がらせに関する助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人（短時間労働者）は、同僚労働者Aから、清掃作業中に水をかけられたり、使用中の掃除機を蹴飛ばされたり、「どんくさい」など暴言を吐かれる嫌がらせを受けていた。</p> <p>申出人は、引き続き就労意思があったことから、職場環境の改善を求めて、助言・指導を申し出たもの。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主から事情を聴取した上で、労働契約法第5条に基づき、労働者の生命、身体等の安全に必要な配慮をすべき旨を説明するとともに、問題の解決に向けて話し合いを行うよう助言した。 ● 助言に基づき、事業主は、申出人と同僚労働者Aとの間に話し合いの場を設け、同僚労働者Aに対し事実確認及び注意を行った結果、いじめ・嫌がらせ行為はなくなった。
事例2	その他の労働条件に関する助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人（正社員）は、退職日までの所定労働日に年次有給休暇を取得する旨の申請をしたところ、使用者には時季変更権が認められていること及び退職規程を守っていないことから年次有給休暇を与えられないとの回答がなされた。</p> <p>申出人は、退職日まで年次有給休暇の取得を認めてもらいたいとして、助言・指導を申し出たもの。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主から事情を聴取した上で、労働基準法第39条の年次有給休暇の法的性質、時季変更権の考え方等について説明するとともに円滑な年次有給休暇の取得に向けた話し合いを行うよう助言した。 ● 助言に基づき、申出人はあらためて年次有給休暇の申請を行い、同申請は受理された。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。

2 規定の概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止および自主的解決の促進のため、労働者または事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言および指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法に規定する労働争議に当たる紛争等を除く）に関し、当事者の双方または一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5・6・12・13条）

イ 都道府県労働局長は、前条に規定する個別労働関係紛争について、当事者の双方または一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者または事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。

香川労働局の個別労働関係紛争に関する相談窓口

県下すべての労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置しています。
いつでも気軽にご相談ください。

「総合労働相談コーナー」の設置場所

名 称	所 在 地	電話番号
香川労働局 総合労働相談コーナー（☆）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局雇用環境・均等室内	087-811-8916
高 松 総合労働相談コーナー（☆）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 高松労働基準監督署内	087-806-0280
丸 亀 総合労働相談コーナー	〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2 丸亀労働基準監督署内	0877-22-6244
坂 出 総合労働相談コーナー（☆）	〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内	0877-46-3196
観音寺 総合労働相談コーナー	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内	0875-25-2138
東かがわ 総合労働相談コーナー（☆）	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階 東かがわ労働基準監督署内	0879-25-3137

（☆）印のコーナーには、女性相談員がいます（令和6年4月1日現在）。